

葛尾村、富岡町及び浪江町等における  
避難指示区域及び警戒区域の見直しについて

平成25年3月7日  
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、葛尾村、富岡町及び浪江町等において設定された避難指示区域（計画的避難区域を含む）及び警戒区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。

(1) 葛尾村

- ① 村内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
- ② 村内の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成25年3月22日午前0時に行う。

(2) 富岡町

- ① 町内の陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
- ② 町内の陸域の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成25年3月25日午前0時に行う。

(3) 浪江町

- ① 町内の陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
- ② 町内の陸域の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成25年4月1日午前0時に行う。

※ あわせて、平成25年3月25日午前0時に、同時点において陸域の避難指示区域及び警戒区域の見直しが完了している町の前面海域<sup>注1</sup>について、避難指示区域及び警戒区域を解除する。また、平成25年4月1日午前0時に、同時点において陸域の避難指示区域及び警戒区域の見直しが完了している町の前面海域<sup>注2</sup>について、避難指示区域及び警戒区域を解除する。

注1 大熊町と双葉町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度25分36.8秒）から南側の海域であり、檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度18分59秒）から北側の海域であって、かつ、東経141度5分20秒から西側の区域の海域をいう。

注2 南相馬市と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度30分49.6秒）から南側の海域であり、双葉町と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度（北緯37度27分58.9秒）から北側の海域であって、かつ、東経141度5分20秒から西側の区域の海域をいう。

※※ 今回の見直し対象区域については、資料1-1参照。

2. 本決定を踏まえ、関係町村長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上